

議案第一号

中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について

右の議案を提出します。

令和八年一月十四日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成十四年三月中央区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号中「十七万七千九百五十円」を「十八万六千五百円」に改め、同項第三号中「八万八千九百八十円」を「九万二千九百八十円」に改める。

別表中

八、五二九円	九、九〇九円	一二、三五一元	一三、五七五円	一五、八三七円
七、一六四円	七、九三二円	九、四三八円	一〇、七〇一円	一一、六一〇円

六、八六六円
一、九七〇円

を

九、〇六〇円	一〇、三三二円	一四、一七五円	一四、一七五円	一六、四
七、六二九円	八、三四〇円	九、八七三円	一一、〇七三円	一一、九

六七円	一七、四九六円
〇七円	一二、二四六円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第十二条第二項の規定は、令和七年八月一日以後に支給すべき事由の生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた介護補償については、なお、従前の例による。

3 新条例別表の規定（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）は、令和七年四月一日以後に支給すべき事由の生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、同日前に支給すべき事由の生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、なお、従前の例による。

4 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの期間における新条例別表の規定の適用については、同表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項一〇年以上一五年未満の欄中「一四、一七五円」とあるのは、「一二、九五一元」とする。

5 令和七年八月一日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償

に関する条例（以下「旧条例」という。）第十二条第二項の規定に基づく介護補償（令和七年八月一日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

6 令和七年四月一日から施行日の前日までの間において、旧条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（令和七年四月一日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（令和七年四月一日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定（附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく公務災害補償の内払とみなす。

（説明）

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（令和七年東京都条例第一百十六号）等の施行により改定された介護補償の額及び補償基礎額に準じ、介護補償の額及び補償基礎額を改定するため、この議案を提出します。

新旧対照表（抄）

○ 中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成十四年三月中央区条例第十五号）

新	旧
<p>（介護補償） 第十二条（略）</p> <p>2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護補償に係る障害（障害の状態に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十八万六千五百円を超えるときは、<u>十八万六千五百円</u>）</p> <p>二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合）あつては、当該介護に要する費用として支出された額が八万五千四百九十円以下であるときに</p>	<p>（介護補償） 第十二条（略）</p> <p>2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護補償に係る障害（障害の状態に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十七万七千九百五十円を超えるときは、<u>十七万七千九百五十円</u>）</p> <p>二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合）あつては、当該介護に要する費用として支出された額が八万五千四百九十円以下であるときに</p>

新

限る。 ) 八万五千四百九十円

三 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。 ) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が九万二千九百八十円を超えるときは、九万二千九百八十円)

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合)にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が四万二千七百円以下であるときに限る。 ) 四万二千七百円

別表(第四条関係) 補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	五年未満	五年以上一〇年未満	一〇年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	九、〇六〇円	一〇、三三三円	一四、一七五円
学校薬剤師の補償基礎額	七、六二九円	八、三四〇円	九、八七三円

旧

限る。 ) 八万五千四百九十円

三 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。 ) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が八万八千九百八十円を超えるときは、八万八千九百八十円)

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合)にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が四万二千七百円以下であるときに限る。 ) 四万二千七百円

別表(第四条関係) 補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	五年未満	五年以上一〇年未満	一〇年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	八、五二九円	九、九〇九円	一二、三五一円
学校薬剤師の補償基礎額	七、一六四円	七、九三二円	九、四三八円

新

一五、〇七三円	一一、九〇七円	一一、二四六円
一四、一七五円	一六、四六七円	一七、四九六円
二〇年未満	二五年未満	二五年以上

備考 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例による改正後の中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「新条例」という。)第十二条第二項の規定は、令和七年八月一日以後に支給すべき事由の生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた介護補償については、なお、従前の例による。

3 新条例別表の規定(次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)は、令和七年四月一日以後に支給すべき事由の生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病

旧

一〇、七〇一円	一一、六一〇円	一一、九七〇円
一三、五七五円	一五、八三七円	一六、八六六円
二〇年未満	二五年未満	二五年以上

備考 (略)

新

補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、同日前に支給すべき事由の生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、なお、従前の例による。

4 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの期間における新条例別表の規定の適用については、同表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項一〇年以上一五年未満の欄中「一四、一七五円」とあるのは、「一二、九五円」とする。

5 令和七年八月一日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第十二条第二項の規定に基づく介護補償（令和七年八月一日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

6 令和七年四月一日から施行日の前日までの間において、旧条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（令和七年四月一日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（令和七年四月一日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定（附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく公務災害補償の内払とみなす。

旧

